

インターネット有害情報対策セミナー(その2)

「少年と大人にも有害なインターネットの現状と対策」

英知法律事務所
弁護士 森 亮二
rmori@tklo.ne.jp

有害情報とは

「有害情報」の定義



難しい

誰にとって「有害」か
表現の自由との関係
そもそも「有害」とは何か

ここでは



「一般に「有害情報」と呼ばれるよ
うなものうち、法的観点から対
応について検討を要するもの」

一般的な定義をすることは不可能



有害情報とは

違法情報(内容)

・民事

e.g. 名誉毀損
プライバシー侵害
著作権侵害

・刑事

e.g. わいせつ、児童ポルノ
出会い系サイト規制法違反
規制薬物の広告

違法情報(送信態様)

e.g. 迷惑メール、ウイルス
別のカテゴリか？

違法ではないが有害な情報

・ 違法な行為・結果に結びつく可能性
が高い情報

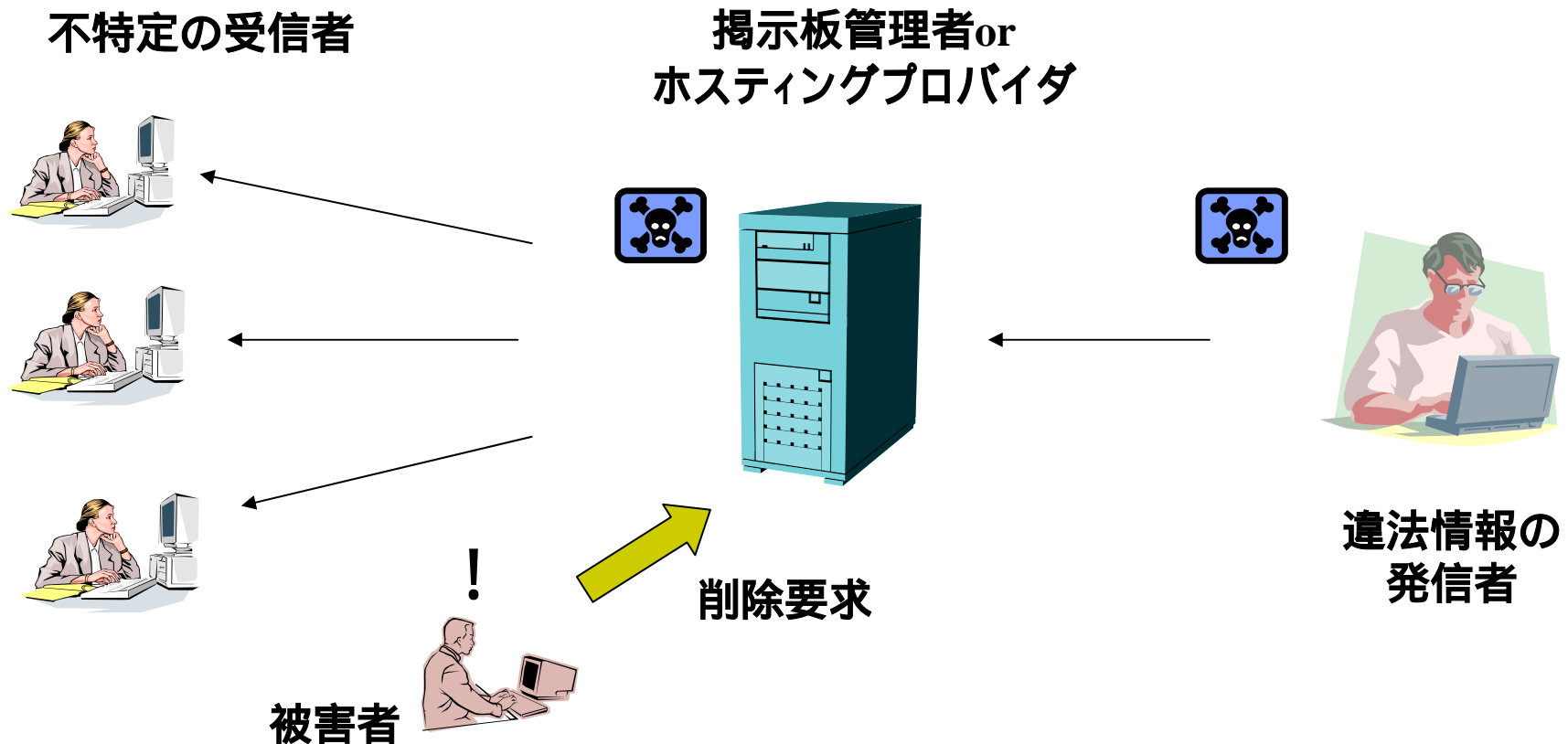
e.g. 違法行為請負サイト
自殺呼びかけ
爆発物・毒物製造方法

・ 規約違反情報

e.g. 「人を不快にさせる情報」
「公序良俗違反の情報」

プロバイダやネットワーク管理
者の視点で対応(削除・放置)
の法的効果を検討します。

違法情報(民事)



違法情報(民事)

典型例1 - ウェブホスティング

- ・ プロバイダのホスティングサービスの会員が自分のウェブサイトへ情報をアップロード
Aさんの住所・氏名(真実)
「Aさんはかつて職場の同僚の女性に対するストーカー行為で逮捕されたことがある」(ウソ)
- ・ 発見したAさんが・・・
プロバイダを提訴
プロバイダに対して送信停止の要請をし、プロバイダが対応しないので提訴
プロバイダが要請に応じたところ、逆に会員から提訴。

典型例2 - 掲示板

- ・ 個人が管理する掲示板に何者かがの情報をアップロード
Aさんの住所・氏名(以下、同左)・・・
- ・ 発見したAさんが・・・
掲示板管理者を提訴。
掲示板管理者に対して削除の要請をし、掲示板管理者が対応しないので提訴。
掲示板管理者が要請に応じたところ、逆に書き込みをした者から提訴。

違法情報(民事)

削除・放置
2つのリスク

2つの責任の可能性

A

放置した場合、被害者



に対し

違法情報を発信・拡散したことに基づく不法行為責任

B

削除した場合、発信者



に対し

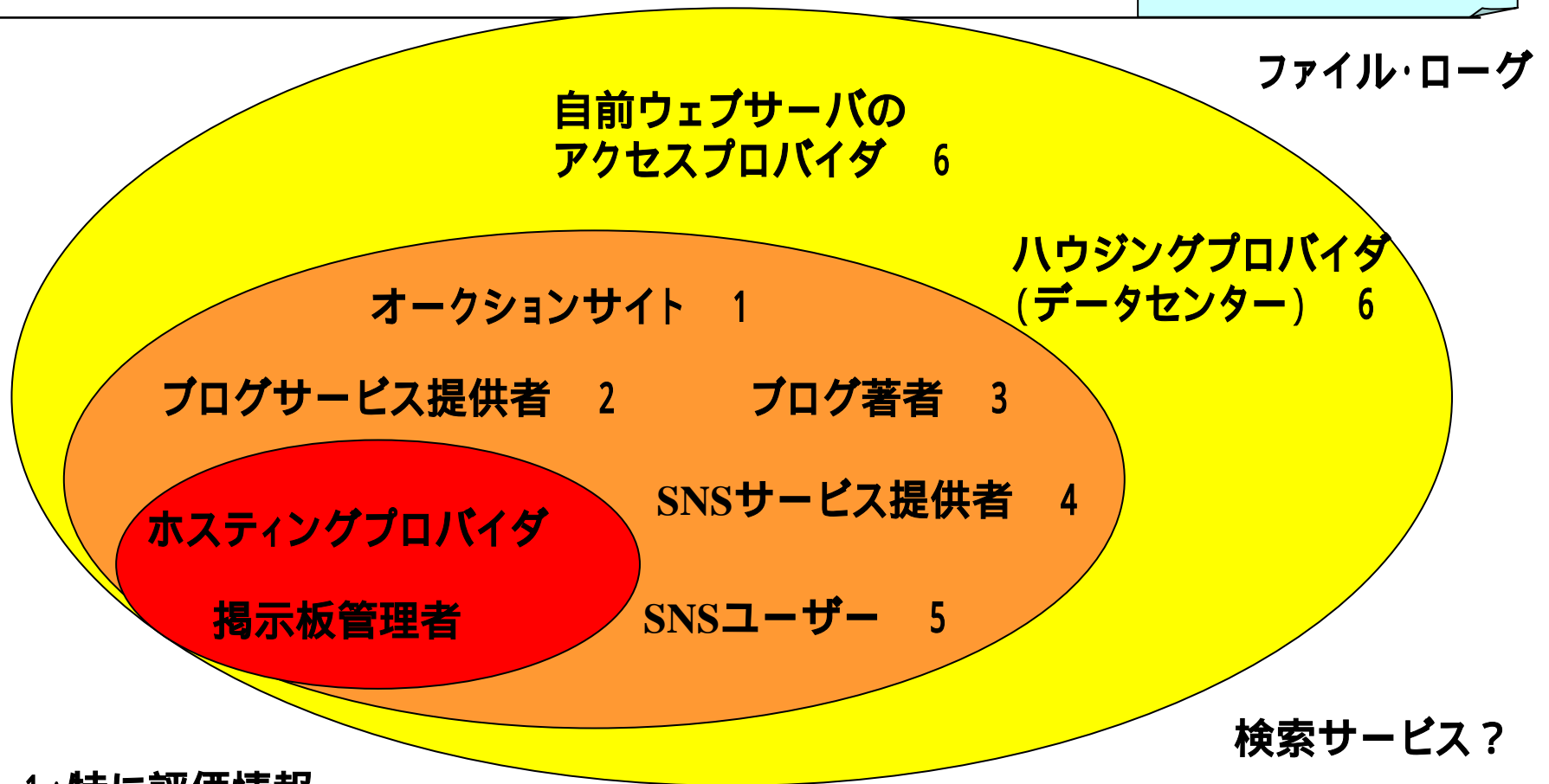
表現の自由の侵害等に基づく不法行為責任

(ホスティングプロバイダの場合)ホスティングサービス契約に基づく債務不履行責任



違法情報(民事)

リスクの長い腕



1:特に評価情報

2:ホスティングプロバイダと同じ

3:コメント欄の違法情報

4:公開範囲は問題

5:コメント欄の違法情報×公開範囲は問題

6:アクセス提供でも有責?

違法情報(民事)

責任制限法
の構造

第1条(趣旨)

この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

第2条(定義)

特定電気通信:

不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信

該当する例: 掲示板の書き込み、ウェブサイト上の情報、PtoPファイル交換ソフトで放流される情報

該当しない例: メール(現在の総務省解釈では迷惑メールも)

違法情報(民事)

責任制限法
の構造

第2条(定義)続き

特定電気通信役務提供者:

掲示板管理者、ホスティング・サービスプロバイダ
(複雑な文言のため、何が特定～かはっきりしない)

第3条(損害賠償責任の制限)

略

第4条(発信者情報の開示請求等)

略

違法情報(民事)

責任制限法の免責

< 誤って防止措置をしない場合 >

送信防止が技術的に可能かつ(情報の流通and権利侵害の両方を知っていた)

送信防止が技術的に可能かつ(情報の流通を知っていてand権利侵害を知ることができたと認めるにたりる相当の理由あり)

プロバイダ = 発信者の場合



のどれかである場合以外免責。
知らなければ、知らないこと
の理由を問わず免責)

< 誤って防止措置をした場合 >

必要な限度での措置

他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由あり

発信者に対する意見照会到達後7日を経過しても防止措置に同意しない旨の申出が来ない



× or × であれば免責。

不法行為・契約責任の成立範囲も等しく責任範囲を画することに注意



違法情報(民事)-放置のリスク

都立大事件

< 事実 >

1. 自治会を名乗る2つの学生グループが対立し、衝突、双方複数の学生が受傷。グループの一方が大学が管理するサーバでホスティングをうける自分たちのサイトに他方を批判する書き込み。
2. 批判されたグループのメンバーが批判者と大学を提訴。大学に対しては、「名誉毀損文書の掲載を知った場合には速やかに削除する義務がある」として、損害賠償と謝罪広告を求めた。

東京地判H11.9.24

< 争点 >

名誉毀損の成否

いかなる場合に削除義務があるか



名誉毀損成立

いかなる場合に削除義務があるかは、「事柄の性質に応じて、条理に従い、個別的ないし類型的に検討すべき」



「名誉毀損文書に該当すること、加害行為の様態が甚しく悪質であることおよび、被害の程度も甚大であること等が一見して明白であるようなきわめて例外的な場合にのみ削除義務を負う」

制限的な基準



削除義務なし

違法情報(民事)-放置のリスク

動物病院事件

< 事実 >

1. 原告は、動物病院とその代表取締役。被告2chにおける書き込みで名誉毀損・誹謗中傷を受ける。
「動物の命よりもまず「金」を要求する」、「過剰診療、誤診、詐欺、知ったかぶり」
2. 原告は削除要請をするが被告は放置。原告は損害賠償・書き込みの削除を求めて被告を提訴

< 争点 >

1. 被告に削除義務があるか = 義務違反による不法行為が成立するか

被告の主張



公共性 公益目的 真実性がはっきりしない以上、他人の権利を侵害する情報かどうかさえ不明であり、被告が削除義務を負うのはおかしい。

2. 責任制限法3条の免責を受けるか。

原審: 東地H14.6.26、 控訴審: 東高H14.12.25、 最判: H17.10.7

違法情報(民事)-放置のリスク

動物病院事件

名誉毀損の成立要件

社会的評価の低下

+

< 違法性阻却事由 >
• 事実の公共性
• 目的の公益性
• 真実or真実と信じるに
足る相当な理由
の3つが揃うと違法阻却



立証責任

原告

通常は被告

立証責任とは
↓
ある事実が存
否不明の場
合に不利益を
受ける一方当
事者の立場

違法情報(民事)-放置のリスク

動物病院事件

< 原審の判断 >

不法行為成立 + 3条免責なし

1. 削除義務肯定

被告に削除権限あり

削除手続きがあるものの基準不明

アクセスログを保存せず違法な書き込みを助長

常時監視は不可能

違法阻却事由の有無がはっきりしなければ削除されないのでは被害者の保護に欠ける。被害者 公共性 公益目的 真実性の立証責任は被告。



遅くとも名誉毀損の書き込みを知り
または知り得た場合には直ちに削除
する等の条理上の義務あり。

広汎な基準



2. 責任制限法施行前ではあるが同法の趣旨は十分尊重すべき。
本件は、技術的に可能 × (情報の流通 and 権利侵害の両方を知っていた) にあたるため免責なし。



< 控訴審の判断 > = 原審どおり

1. 不法行為責任について原審を支持。
2. 責任制限法3条の免責を否定。
3条は、プロバイダが他人の権利を侵害することを知っていたときはもちろん、プロバイダが当該情報の流通を知り、かつ、通常人の注意をもってすればそれが他人の権利を侵害するものであることを知り得たときも責任を免れ¹⁴ないとする趣旨。

反対解釈!

違法情報(民事)-放置のリスク

DHC事件

< 事実 >

1. 原告は、化粧品販売製造会社DHCとその代表取締役。被告2chにおける書き込みで名誉毀損・誹謗中傷を受ける。

「家政婦として愛人を募集」、「セクハラ」「女性従業員・女性外注と密接な関係」「博士号を金銭により取得」「スケパアホヤジ」

2. 原告は削除を命じる仮処分決定を得て間接強制を行うが、その後も書き込みは掲示板に残る。損害賠償(計6億円)・書き込みの削除を求めて被告を提訴

< 争点 >

1. 被告に削除義務があるか = 義務違反による不法行為が成立するか

新たな被告の主張



真実性が判断できない被告が削除義務を負うことは、真偽不明の段階での削除をもたらし、発信者の表現の自由を制約する

2. 責任制限法3条の免責を受けるか。

東京地裁H15.7.17

違法情報(民事)-放置のリスク

DHC事件

< 裁判所の判断 >

不法行為成立 + 3条免責なし

1. 削除義務肯定

被告に削除権限あり(被害拡大を防ぐことのできる立場にいる)

削除手続きがあるものの基準不明・範囲不適當 有用性に問題

アクセスログを保存せず違法な書き込みを助長

書き込み放置の被害は甚大

管理人の削除しか救済方法のない2chに書き込む以上、真偽不明の削除も発信者の想定範囲内



遅くとも名誉毀損の書き込みを知りまたは知り得た場合には直ちに削除する等の条理上の義務あり。

2. 3条免責否定

「同法3条1項は、インターネット上の電子掲示板の情報の流通により他人の権利が侵害された場合、プロバイダー等が当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、又は、そのような情報の流通を知っている場合であって、これによる他人の権利侵害を知ることができたと認めるに足りる相当な理由があるときでなければ、賠償の責めに任じない旨規定しているのであるが、本件のようにあるスレッドに他人の名誉や信用を毀損する多数の発言が書き込まれているような場合においては、その中の個々の発言を具体的に認識するまでの必要はなく、当該スレッド内に前判示のような危険性を有する発言が存在しているとの認識があれば、他人の権利を侵害するような性質の情報が流通しているとの認識があったといって差し支えない。」

広汎な基準 

違法情報(民事)-放置のリスク

DHC事件

< 裁判所の判断 >

3条免責なし(つづき)

3条1項の条文構造

- 1号: 「情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき」
- 2号: 「**情報の流通を知っている場合であって**、これによる他人の権利侵害を知ることができたと認めるに足りる相当な理由があるとき」

1号の方に「情報の流通を知っている場合であって」が抜けているのはなぜか？
書くまでもないから！

「その中の個々の発言を具体的に認識するまでの必要はなく、当該スレッド内に前判示のような危険性を有する発言が存在しているとの認識があれば、他人の権利を侵害するような性質の情報が流通しているとの認識があったといって差し支えない。」



表現上は「流通しているとの認識があった」となっているが果たしてこれで具体的な情報流通の認識があったといえるのか。

違法情報(民事)-放置のリスク

小学館事件

< 事実 >

1. 原告は、出版社小学館と漫画家。被告2chに原告が著作権を共有する書籍(漫画に関する対談)の一部が転載された。
2. 原告は被告に対し、電子メールで削除を依頼。被告が応じないため、損害賠償・転載の削除を求めて提訴。

< 争点 >

1. 転載は著作権侵害か適法な引用か。
2. 原告は自動公衆送信・送信可能化の差止めを請求できるか。
3. 削除しなかったことについて損害賠償責任を負うか。

原審:東地H16.3.11、控訴審:東高H17.3.3

違法情報(民事)-放置のリスク

小学館事件


< 控訴審の判断 >

= 損害賠償・差し止め共に認容

1. 転載は著作権侵害にあたる。
2. 差止め可。
差止請求の相手方を限定すべきか否かについての議論はなされていない。

3. 損害賠償責任あり。

- 匿名掲示板の管理者は、「著作権侵害であることが極めて明白なときには当該発言を直ちに削除するなど、速やかにこれに対処すべき。」

-  **制限的な基準**
削除要請における特定性等の問題はさておき、掲示板自体を見れば著作権侵害であることは明白。

「脱字？と思われる箇所がいくつかあったのですが、そのままうぷします。」「> 492ほんっとありがとう。しかも忠実に・・・。」

4. 責任制限法に対する言及なし



違法情報(民事)-放置のリスク

小学館事件

< 控訴審の問題点・・・匿名性 >

- 削除義務の基準は、「匿名掲示板の管理者」を名宛人としていることに注意。

本件管理者の主張:

動物病院事件、DHC事件の頃とは異なり、IPアドレスを保存して発信者の責任追及の可能性を残しており、「匿名掲示板管理者は」みたいな責任の負わされ方は心外

控訴審判決:

「IPアドレスによって特定されるのは当該発言がいずれのプロバイダーから発信されたかにとどまり、発言者までの特定は当該プロバイダーが厳格に管理している個人情報を得て初めて可能になるものである」



これはさすがに妙な話・・・



では、IPアドレスの保存によってニュートラルな掲示板になったのか？



端的に違法情報に対する積極的な関与の有無を問題にすべき。

違法情報(民事)-放置のリスク

判例比較
2つの基準

< 責任を広く認める基準 >

- 動物病院事件(2chで誹謗中傷 東地 H14.6.26、東高H14.12.25、最判17.10.7)
「遅くとも本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを知り、又は、知り得た場合には、直ちに削除するなどの措置を講ずべき条理上の義務を負っているものというべきである」
- DHC事件(2chで誹謗中傷 東地 H15.7.17)
「本件ホームページにおいて他人の名誉や信用を毀損する発言が書き込まれたことを知り、又は、知り得た場合には、直ちに当該発言を削除すべき条理上の義務を負っているものというべきである」

- MILKCAFE事件(匿名掲示板で誹謗中傷 東地H16.5.18)
「原告らの名誉等を侵害する書き込みがなされたことを知り、または知り得た時には、削除義務違反を理由とする損害賠償義務を負うものというべき」



違法な情報を知りまたは知り得た場合には直ちに削除する義務あり

違法情報(民事)-放置のリスク

判例比較
2つの基準

< 責任を制限的に認める基準 >

- 都立大事件(大学のウェブホスティングで誹謗中傷 東地H11.9.24)

「 名誉毀損文書に該当すること、 加害行為の様態が甚しく悪質であることおよび、 被害の程度も甚大であること等が一見して明白であるようなきわめて例外的な場合にのみ削除義務を負う」

- 小学館事件(2chで著作権侵害、東地H16.3.11)

「発信者である場合を除き特段の事情がない限り防止措置を講じるべき作為義務を負わない。」

- 小学館事件(同上 東高H17.3.3)

「著作権侵害となる書き込みがあった際には、これに対し適切な是正措置を速やかに行う態勢で臨むべき義務がある。掲示板運営者は、(中略)、著作権侵害であることが極めて明白なときには当該発言を直ちに削除するなど、速やかにこれに対処すべきものである」



プロバイダが発信者である場合or違法性・権利侵害等が一見して / 極めて明白でない限り、削除する義務を負わない

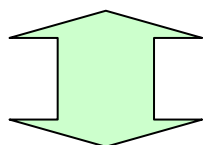
違法情報(民事)-放置のリスク

判例比較
2つの基準

広汎な責任の基準

II

違法な情報を知りまたは知り得た場合には直ちに削除する義務あり



制限的な責任の基準

II

プロバイダが発信者である場合or違法性・権利侵害等が一見して/極めて明白でない限り、削除する義務を負わない

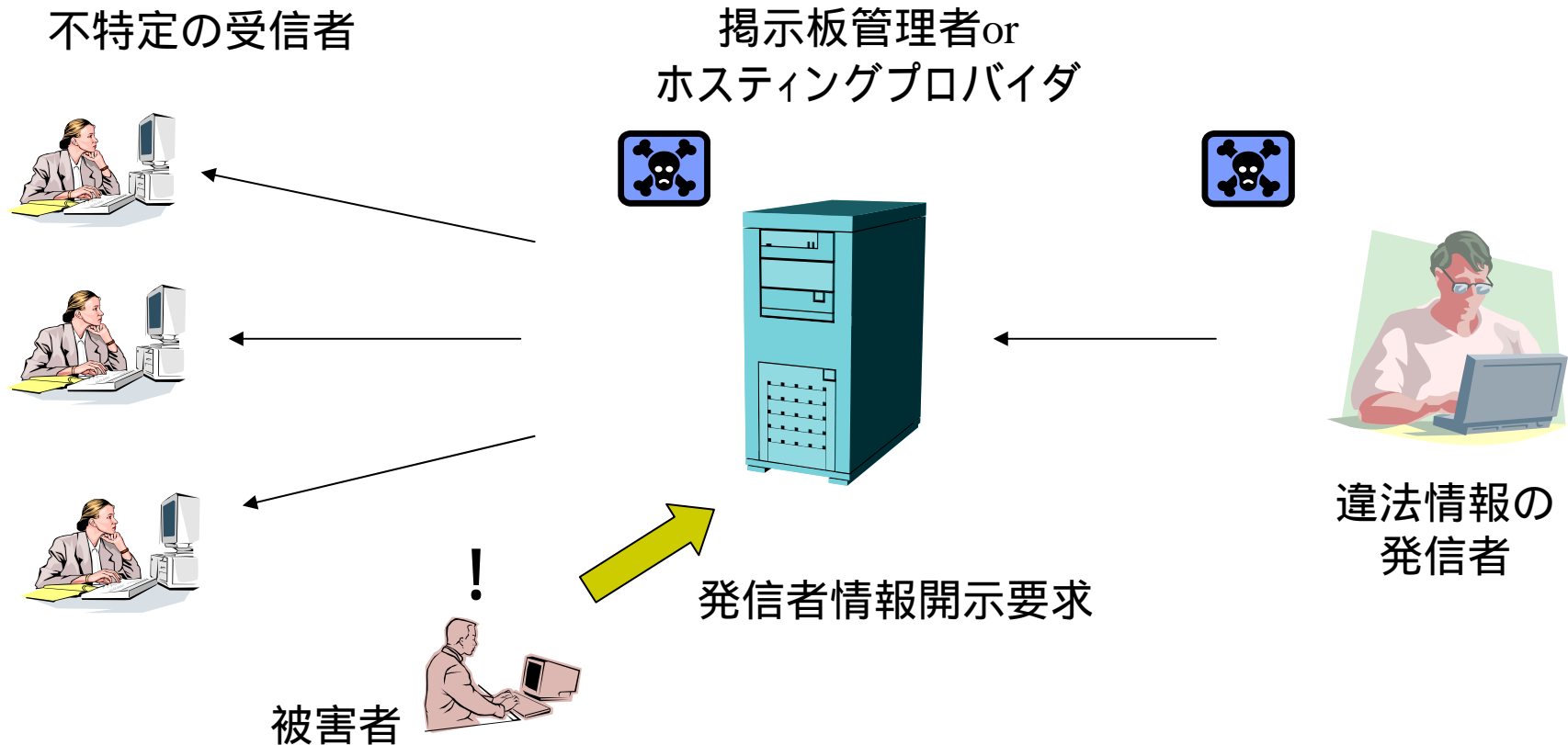
2つの基準の違い…

前者の基準では、違法な情報の存在を知っていたか知る可能性があった場合には直ちに削除する義務が生じるため、削除要請にかかる情報が結果的に違法であった場合には、原則としてプロバイダは責任を負うことになる。

後者の基準では、明らかにひどい場合でない限り責任を負わないため、違法なコンテンツに対する特殊な偏向をもたないホスティング・プロバイダや掲示板が責任を負う場面は極めて限定的である。

違法情報(民事)-放置のリスク

発信者情報開示





違法情報(民事)-放置のリスク

発信者情報開示

< 開示請求権の要件 >

権利侵害の明白性
開示の正当理由

両方揃えば・・・

 開示請求権発生

< 意見照会義務 >

開示請求！



プロバイダは発信者に対して意見照会をする義務を負う
「開示してもいいですか？」

< 免責 >

開示の免責 なし
誤って開示した場合には通常どおりの責任。

不開示の免責 軽過失免責
誤って開示しなかったことによって生じた損害について故意・重過失がなければ責任を負わない。



不開示に誘導！

違法情報(民事)-放置のリスク

小括

□ 削除義務に関する2つの基準

□ 匿名性の強調

小学館事件控訴審のインパクト

IPアドレスを保存していても『匿名掲示板』扱いとなる。基準は、「権利侵害が明白な場合」と制限的ではあるが、比較的簡単に削除義務違反が認められる傾向が広まりかねない。

□ ユーザー情報を持たない無料サービスの危険性

IPアドレスを保存する2ちゃんねるよりも発信者特定の困難なものはすべて「匿名性」あり、発信者と契約関係にあることから、とれるはずのものにとらなかつたということで、さらに厳しい責任を負う可能性も…



リスク回避策は？

- ユーザー情報を持つべき(情報を持つことのリスクにも注意)
- 迷ったら削除

違法情報(民事)-削除のリスク

スライド6 - 削除する・しない2つのリスク

B

削除した場合、発信者  に対し

表現の自由の侵害等に基づく不法行為責任

(ホスティングプロバイダの場合)ホスティングサービス契約に基づく債務不履行責任

を負うはず・・・

しかしここまでの裁判例は

なし



違法情報(民事)-削除のリスク

ケイネット事件

ケイネット事件

- パソコン通信会社ケイネットの行うフォーラム類似のサービス「サロン」
- 同サービスのリニューアルすべく全サロンマネージャー(シスオペのようなもの)を解任し、一部につき再任拒否。
- これに関し、サロンマネージャーらが同社を批判する書き込みを行う。同社は批判を削除し、批判者らとの会員契約を解約
- サロンマネージャー解任と会員契約の解除が不法行為にあたる。



ちょっと違う…

近時の報道

掲示板の裸写真削除でプロバイダーを提訴 - 富士宮の男性

2006.02.04 朝刊 27頁 静岡新聞社

インターネット掲示板に掲載した裸体写真の画像を削除され「ナチュリズム」の表現の自由を侵害されたとして、富士宮市内の三十代の男性が三日までに、(中略)プロバイダー四社を相手に、計五百万円の損害賠償と画像の閲覧を可能にするよう求める訴訟を静岡地裁富士支部に起こした。訴状によると、男性はプロバイダーの運営する掲示板やブログに、性器を露出した自分や外国人男女を撮影した全裸写真を掲載していた。プロバイダー側はわいせつ画像に当たるとして、掲載内容の変更や画像の削除を求めた上で、利用停止などの措置を取った。男性は「ナチュリズムは裸で過ごすことも個人の自由として許容する主張。表現の自由を侵害され精神的な苦痛を受けた」と主張している。

民事の違法情報ではありません！

違法情報(民事)-削除のリスク

なぜ事件にならないか

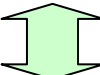
1. 削除対象になる情報の発信者は適法性に自信がない

紛争のほとんどは2ちゃんねるにおいて生じたものであり、匿名の影に隠れての誹謗中傷・プライバシー侵害を受けた被害者の提訴によるものである。匿名で違法の可能性のある情報を発信するものは、姿を晒して争うことをしない。

2. 責任の根拠が不明確

□ ホスティング・プロバイダの場合

削除は当該契約に基づく債務の不履行となりうる。

 しかし…

ほとんどのプロバイダは、一定の場合には情報を削除できる旨の条項を設けている。何の根拠もなくプロバイダの一方的裁量によって削除できるような条項は無効と解されるが、「違法と判断される場合」「第三者から削除要請があった場合」など合理的な事由を要件とする条項であれば、必ずしも無効とはならない。

違法情報(民事)-削除のリスク

なぜ事件にならないか

2. 責任の根拠が不明確(続き)

□ 掲示板管理者の場合

- そもそも個人が管理・運営する掲示板においては、日常的に管理者による削除が行われているのが現実である。情報の違法・適法などが問題になることはなく、管理者の嗜好や掲示板の「趣旨」などによって公然と削除が行われている。
- このような削除について法的責任を問う場合の根拠であるが、掲示板管理者と書き込みを行った発信者の間には通常契約関係が認められないことから、発信者の表現の自由を侵害したことに伴う不法行為責任と考えるしかない。

- 掲示板の「パブリック・フォーラム」性？
パブリック・フォーラムとは、憲法上の概念であり、街路、歩道、公園のような伝統的に表現活動と結びついている公共の場所については、そこで行われる表現活動の規制の合憲性を厳格に判断するというもの。掲示板がパブリック・フォーラムであれば、そこにおける表現活動は、強く保護すべきであるということになるかもしれない。
- しかしながら、公共用物ではない、個人の管理・運営する掲示板がパブリック・フォーラムになるという考え方自体が疑問。

違法情報(民事)-削除のリスク

なぜ事件に
ならないか

2. 責任の根拠が不明確(さらに続き)

- 掲示板管理者の場合(続き)
- 管理者自身の表現行為である側面もある。管理者が自由に内容を取捨選択できないとなると管理者の表現の自由を制限することになる。
- 削除によって法的責任を負うことがありうるとなると、掲示板の開設はこれまで考えられていたような気軽な行為ではなくなる 表現活動に萎縮的効果が生じる
- 削除が法的責任なら掲示板そのものの閉鎖も法的責任？
- 掲示板には代替的なものが数多くあり、仮に一箇所削除されても別のところで書き込むことができる。一般市民による表現活動の限られたリソースであるパブリック・フォーラムと同視することは困難。
- 以上のように、掲示板にパブリック・フォーラム性を認めて通りすがりの発信者の表現の自由を保護しようとする考え方自体に多くの疑問がある。結局のところ、掲示板については、削除に基づく法的責任を肯定する根拠は、はっきりしないと言わざるを得ない。

いずれにせよ重要なことは唯一つ…**迷ったら削除**

違法情報(刑事)

アルファネット事件

< 事実 >

わいせつ画像の投稿を目的とするパソコン通信「アルファネット」の開設・運営者のわいせつ物公然陳列罪の成否。

犯罪の成立要件の問題は、直接違法情報媒介のリスクと直接関係がないのでこれ以上扱わない

< 争点 >

- 管理者自らがupしていないものについても責任を負うか(作為犯か不作为犯か、正犯か共犯か)。
- 本件におけるわいせつ物(刑法175条)は何か。「有体物」の陳列といえるのか。
- 受信者の操作も必要であり「陳列」とはいえないのではないか。

違法情報(刑事)

< 裁判所の判断 >

II

自らupしていないものについても責任あり。

- 原審は、削除しなかった不作為について正犯を認める。
- 控訴審は、管理者は、会員が勝手にupしたものを放置したのではなく、自己の用途に資する目的で収集・分類・整理し、宣伝し、会員を募って積極的に管理したのであるから作為犯とする。

< 理由 >

- 多額の会費収入を上げることができると考えて、わいせつ画像の掲載を求めた。
- わいせつ画像を掲載した会員については会費を免除する旨のネット広告を出した。
- 会員によりupされたわいせつ画像を分類、整理して不特定多数の会員がダウンロードできる状態に置いた。
- 頻繁にネット広告を出し、継続的に会員を募集して画像の閲覧をさせ続けた。

違法情報(刑事)

アルファネット事件

< その他の問題 >

- わいせつ物は？
わいせつな画像データを記憶させた
ホストコンピュータのハードディスクが
わいせつ物にあたる。
- 操作が必要である点は？
簡単な操作であり、容易に閲覧する
ことができるから、「陳列」にあたる。

・控訴審:判時1692号148頁、判タ1064号239頁
・最高裁:判時1762号150頁、判タ1071号157頁
・商事法務「インターネット上の誹謗中傷と責任」p132～
・「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会 中間取りまとめ

違法情報(刑事)

< 事実 >

C国P市における児童買春等の情報を紹介する目的で、サイト開設。

第三者の違法画像投稿を知ったがアクセス数が増えると考えて削除しなかった。

C国に転居後は通信インフラ不備のため、掲示板の内容を必ずしも確認していない。

C国に転居後はパスワード喪失により削除ができない。

児童ポルノ公然陳列罪の成否

< 争点 >

- 管理者自らがupしていない。特に、(a) サイトから直接経済的利益は得ていない、(b)プロバイダの無料サービスを利用しており費用負担・管理行為なし。単に放置していた掲示板に第三者が勝手にupしたとも評価できる。

アルファネットとはかなり違う

- upされた画像を見ていないので故意がない。
- パスワードを喪失し、削除は事実上できなくなったことにより、責任を負わないのでは？

違法情報(刑事)

< 裁判所の判断 >

・管理者がupしていない点

- 原審は、不真正不作為犯であるとしたが作為義務の根拠等をはっきりしない。
- 控訴審は、掲示板開設・管理運営の全体を一体的にとらえて作為犯としての正犯責任を認める(不作為犯も含まれる)。掲示板開設時の目的は、経済的な利益ではないが自尊心・名誉欲等を満足させるものであり、C国移住後は経済的な目的も加わっていった。

< 裁判所の判断(続き) >

・画像を見ていない点

- 控訴審: 掲示板開設にあたり、閲覧者のupを予想して、それでも構わないとしてこれを容認しており、未必の故意を容認した原審は正しい。

・パスワード亡失の点

- 削除する可能性が失われたといえないことは明らか。

違法情報(刑事)

問題点

- 控訴審は、サイト開設時(違法情報なし)に実行行為があると考え
るのか。
- サイト開設時の未必の故意で足り
るとすると のように考えないとし
ても、upされたらすぐ犯罪が成立
することにならないか。
- 未必の故意で足りるとする場合、
プロバイダ責任制限法第3条との
均衡は？

「未必の故意」
犯罪事実が発生する
かもしれないという認
識。発生しても構わ
ないとする「認容」の
要否について議論が
ある。



児童買春情報 サイト事件

違法情報(刑事)

- 平成12年6月
「Pあやしい掲示板」開設
- 平成12年10月
自ら児童買春情報の書き込み
- 平成13年1月
児童ポルノ画像のupを知る。削除すれば発信者に嫌われるが放置すればアクセス数が増えると考えて放置
- 平成13年9月
C国に転居、通信インフラ不良のためその後upされた画像については確認していない。またパスワード亡失により画像削除は事実上できなくなった。
- 平成13年11月
本件掲示板が日本のテレビで取り上げられたことから不安になるが、削除等はしなかった。
- 平成13年12月以降
P市を訪れた日本人買春客を相手にバスの運行サービスを行う。掲示板を維持すると客が増えるので利欲的目的も持つようになる。
- 平成14年5月末
バスの運行をやめるが、やはり日本人買春客を対象とする自動二輪車のタクシーやレンタルルームのサービスを行う。

違法情報(刑事)

小括

- 刑事責任を認めた判決は、すべて違法情報への積極的・意欲的関与を認定している。(まったくの不作為・放置について、刑事責任を認めた事案は存在しない。)
 - アルファネット事件： 画像upを明示的に求めて、応じた会員を優遇
 - 児童買春情報サイト事件：「送信を暗に利用・慫慂したのである」
- コンテンツ・ニュートラルなプロバイダ等が、他人の送信した情報について、刑事責任を負うことは、原則としてないはず。
- 児童買春情報サイト事件において「未必の故意で足りる」としたことは、刑事と民事の逆転につながる(…少し心配)。
- ここでもホスティングの義務がなければ、削除の方が安全(掲示板)。ホスティングの義務があっても削除の方がリスクが小さい。

なお、風営法の「映像送信型性風俗特殊営業」規制：有料アダルト映像サイトにホスティングを提供する場合、わいせつ画像、児童ポルノ画像のアップロードを知ったときは送信防⁴⁰止をする努力義務あり。

有害情報(違法な行為・結果につながる)

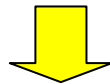
- 違法行為の手段となり、違法な結果を招来する原因となったものについては、場合によりプロバイダが責任を負う可能性も皆無とはいえない。
- プロバイダ責任制限法の適用なし。
- しかし・・・情報の流通自体が違法といえない以上、表現の自由に配慮する必要性もある。
- ホスティングの義務がなければ、削除するのが安全(掲示板)。
- ホスティングの義務がある場合には、削除を正当化する根拠について、慎重に検討すべき。
- 真に違法な行為・結果につながる可能性があるかについての検証が必要であり、表現の自由を上回る法益侵害の危険が必要。
- ただし規約に基づく削除の場合は別論。ほとんどこっち



有害情報 (違法な行為・結果につながる)

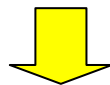
e.g.

違法行為 (殺人・脅迫) 請負サイト



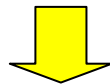
法益侵害の危険大

自殺呼びかけサイト



法益侵害の危険大

規制薬物の人体に与える影響

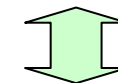


内容による

危険性の判断は類型的に割り切ることが難しい

e.g. 爆弾の作り方

- ペットボトルで爆弾を作ろう
- ・身の回りにある材料
- ・「喧嘩に使える」等の誘引




危険性に差異

中性子爆弾の作り方

法益侵害大の事例でも、プロパゲータ等が放置の責任を負う可能性は低く、他に多くの事情が重なった極限的な場合に限り問題となることに注意

有害情報(規約違反)

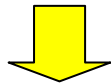
- 規約が有効であれば 契約関係あり
 - ウェブ規約が有効であるための要件
- 
- 経済産業省「電子商取引等に関する準則」第1.1.(2)「ウェブサイトの利用規約の有効性」
- プロバイダがホスティングの義務を負わず、規約が免責規定としての機能しかない場合は、規約違反の情報を放置しても削除しても法的責任は生じない(規約のある通常の掲示板)。
 - プロバイダがホスティングの義務を負う場合は、規約違反に基づく削除の可否が問題となる。

有害情報(規約違反)

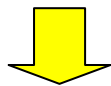
ホスティングの義務がある場合

- 規約違反の情報については、放置のリスクは原則としてない。

例外として



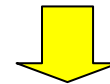
「人に不快感を与える情報を巡回して削除しておりますので、ご家族で安心してご利用いただけます。」



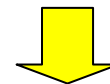
他の会員に対する安全配慮義務

- 規約に基づく削除は、適法に行いうる。
- 問題は、「規約に基づく」といえるか。

e.g. ・人に不快感を与える情報
・倫理的に問題のある情報



はっきりしない場合が多い



- 規約に具体例を書いておく
e.g. 裸体、死体の写真、絵、CG
- 内部的にでも基準を設けておく。

まとめ-有害情報に対する対応の効果

違法情報(民事)

- 放置リスクあり
(判例の基準混乱)
- 削除リスク
掲示板 ほぼなし
ホスティング あるが低い

違法情報(刑事)

- 違法情報への積極的な関与がなければ放置リスクは低い
- 削除リスク
掲示板 ほぼなし
ホスティング あるが低い

有害情報(違法な行為・結果)

- 放置リスクあるが低い
- 削除リスク
掲示板 ほぼなし
ホスティング あり

有害情報(規約違反)

- 放置リスクほぼなし
- 削除リスク
掲示板 ほぼなし
ホスティング 低いが規約内容や運用に工夫すべき

「掲示板」はホスティングの義務がないもの、
「ホスティング」はホスティングの義務があるもの。